

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 3 項に基づき、同条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）第 33 条第 1 項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、岡崎市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

別表 1 のとおり

3 スケジュール

令和 7 年 3 月 24 日（月）募集開始（岡崎市ホームページに掲載）・企画提案書受付開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

受付場所は、岡崎市役所経済振興部中山間政策課（額田支所 2 階）とします。

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX 又は電子メールにより提出してください。

FAX：（0564）82-4124 E-mail：chusankan@city.okazaki.lg.jp

令和 7 年 5 月 23 日（金）企画提案書受付締切

令和 7 年 6 ～ 7 月頃 審査・選定・結果通知
（提案事業者全てに通知します）

令和 7 年 6 ～ 7 月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 提出書類

別表 1 の団地番号別で次の書類を取りまとめのうえ、正本 1 部・副本 1 部（副本はコピー可）を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

(1) 企画提案書（様式 17）

(2) 添付書類

ア 企画提案書の見積書に関する根拠資料

イ 森林経営管理法第 36 条第 1 項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画（岡崎市ホームページに掲載）を、また企画提案書を作成するにあたっては、別添「企画提案書提出時の留意事項」を参照してください。